

出荷期間の拡大へ！  
高品質安定生産へ！

JA 信州諏訪は

# がんばる農家を応援します

園芸施設の新設、増設、  
その付帯設備及び建設費  
(育苗施設含む)

組合が認めた利用  
可能な中古施設の  
移設及び増設費用

組合が認めた大型  
遊休施設の再活用  
に必要な補修費用

堆肥舎の建設費

事業費の20%以内を2年にわたって助成します。

〈単年度助成上限額 100万円〉

令和6年度  
申請期限  
**10/31**  
木

# 融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅱ

3ヵ年計画（令和4年度～令和6年度）農業所得増大へのさらなる挑戦に基づき、農業生産基盤づくりによる農業生産の維持拡大と気象変動に対応した安定的な農業経営持続を目的として融資による資金調達で設備投資等を行う「融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅱ」を実施します。

## 実施要領（抜粋）

### （事業対象者）

1. 地域農業振興計画に設定された品目及び今後、需要が見込まれる組合が認めた新規品目とし、出荷期間の拡大と高品質安定生産を目指す正組合員で事前に組合の承諾を受けた者。
2. 酪農畜産においては地域農業振興計画に基づく取組みを目指す正組合員で事前に組合の承諾を受けた者。
3. 前各号において正組合員資格が得られない新規就農予定者については、認定新規就農者の取得が見込まれ組合長が認めた者。

### （事業対象施設）

1. 園芸施設の新設、増設、その付帯設備及び建設費。（育苗施設含む）
2. 組合が認めた利用可能な中古施設の移設及び増設費用。
3. 組合が認めた大型遊休施設の再活用に必要な補修費用。
4. 堆肥舎の建設費。

### （事業実施内容）

1. 事業実施期間 … 令和4年度から令和6年度（3年間）
2. 総事業費 … 3億円（3年間累計）総事業費を超過した場合は理事会において決定する。
3. 助成内容 … 事業費の20%以内を2ヵ年に亘って助成する。単年度助成上限額100万円。

### （適用条件）

1. 適用条件は農業融資により対象施設を、その年度の10月末日までに「融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅱ」申込書（様式1号）を提出し建設すること。
2. JA補助事業、国庫事業及び県単独補助事業等との事業の重複は助成対象としない。但し、市町村の単独事業は可とする。

### （利用状況の報告）

1. 施設が有効活用されているか確認するため、事業対象者は「融資で後押しがんばる農家応援事業Ⅱ」利用報告書（様式2-1号、2-2号）を年1回（11月末）提出する。
2. 利用報告書の報告は事業完了後3ヵ年間とする。事業内容に著しい乖離が認められた場合は助成金の返還を求めることができる。

詳しい事業内容及び申請方法については JA 営農センターへお問い合わせください

茅野市営農センター ☎ 82-6100

富士見町営農センター ☎ 62-2157

南部センター ☎ 72-2157

すわこ営農センター ☎ 57-2218

原村営農センター ☎ 79-4711

田中線センター ☎ 24-3206